

秋田県条例第二十八号

秋田県長期優良住宅建築等計画認定等手数料徴収条例の一部を改正する条例

秋田県長期優良住宅建築等計画認定等手数料徴収条例（平成二十一年秋田県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表一の項(一)中「、一万七千円」を「一万七千円、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第六条第一項に規定する設計住宅性能評価書の写し（以下「設計住宅性能評価書の写し」という。）を提出する場合には二万円」に改め、同項(二)中「、三万千円」を「三万千円、設計住宅性能評価書の写しを提出する場合には五万七千円」に改め、同項(三)中「、四万八千円」を「四万八千円、設計住宅性能評価書の写しを提出する場合には九万円」に改め、同項(四)中「、八万六千円」を「八万六千円、設計住宅性能評価書の写しを提出する場合には十六万九千円」に改め、同項(五)中「、十五万円」を「十五万円、設計住宅性能評価書の写しを提出する場合には二十九万二千円」に改め、同項(六)中「、二十五万五千円」を「二十五万五千円、設計住宅性能評価書の写しを提出する場合には四十五万三千円」に改め、同項(七)中「、四十八万四千円」を「四十八万四千円、設計住宅性能評価書の写しを提出する場合には八十四万三千円」に改め、同項(八)中「、六十九万二千円」を「六十九万二千円、設計住宅性能評価書の写しを提出する場合には百十七万二千円」に改め、同項(九)中「、八十三万六千円」を「八十三万六千円、設計住宅性能評価書の写しを提出する場合には百四十二万九千円」に改め、同表二の項(一)中「、八千五百円」を「八千五百円、設計住宅性能評価書の写しを提出する場合には二万八千五百円」に改め、同項(二)中「、二万四千元」を「二万四千元、設計住宅性能評価書の写しを提出する場合には四万五千元」に改め、同項(四)中「、四万三千元」を「四万三千元、設計住宅性能評価書の写しを提出する場合には八万四千五百円」に改め、同項(五)中「、七万五千元」を「七万五千元、設計住宅性能評価書の写しを提出する場合には十四万六千元」に改め、同項(六)中「、十二万七千五百円」を「十二万七千五百円、設計住宅性能評価書の写しを提出する場合には二十二万六千五百円」に改め、同項(七)中「、二十四万二千元」を「二十四万二千元、設計住宅性能評価書の写しを提出する場合には四十二万五千五百円」に改め、同項(八)中「、三十四万六千元」を「三十四万六千元、設計住宅性能評価書の写しを提出する場合には五十八万六千元」に改め、同項(九)中「、四十一万八千元」を「四十一万八千元、設計住宅性能評価書の写しを提出する場合には七十一万四千五百円」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。